

保 発 0208 第 2 号  
平成31年 2 月 8 日

国民健康保険中央会会長 殿

厚生労働省保険局長  
(公 印 省 略)

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の  
算定等に関する省令の一部を改正する省令の施行について

平成29年度の確定後期高齢者支援金における減算の対象となる保険者の基準について、省令改正を行い、本日付けで公布しました（平成31年4月1日施行）。

具体的には、別添の都道府県知事宛て通知のとおりですので、適切に御対応いただくようお願い申し上げます。